

産業廃棄物処分業許可証

住 所 埼玉県深谷市長在家 198 番地

氏 名 永田紙業株式会社
代表取締役 永田 耕太郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕



許可の年月日 令和 7 年 1 月 30 日

許可の有効年月日 令和 11 年 12 月 8 日

1. 事業の範囲

中間処理

- 破碎：廃プラスチック類、紙くず（廃量に限る。）、木くず、繊維くず（廃量に限る。）、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず（廃石膏ボードを除く。） 以上 6 種類
- 破碎・圧縮：紙くず 以上 1 種類
- 切断・破碎・圧縮：廃プラスチック類（ロール状のものに限る。）、紙くず（ロール紙及び紙管に限る。）、繊維くず（ロール状のもの及び 1 m²以上のものに限る。） 以上 3 種類
- 圧縮：廃プラスチック類（廃量を除く。）、紙くず（廃量を除く。）、繊維くず（廃量を除く。）、金属くず 以上 4 種類

2. 事業の用に供するすべての施設

施設等の所在地

埼玉県深谷市幡羅町一丁目 15 番 3 以上 1 筆（面積 6,498.51 m²）
処理施設及び保管施設の概要は裏面のとおり。

3. 許可の条件

- (1) 中間処理及び処理に伴う保管は、2. に掲げる場所で行うこと。
- (2) 中間処理は、裏面に掲げる処理施設で行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指 令 番 号	変 更 内 容
平成16年12月 9日	指令廃指第2439号	新規許可
平成21年 4月27日	指令産廃第18号	変更許可(破碎・圧縮、切断・破碎・圧縮及び圧縮の追加)
令和 3年10月28日	指令産廃第776-1号	変更許可(限定の解除)
令和 7年 1月30日	指令北環第42-14号	更新許可
令和 7年 2月18日	-	変更届(保管施設の種類の変更)

5. 規則第 10 条の 4 第 7 項の規定による許可証の提出の有無 無

処理施設の種類及び能力等

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
破碎施設	4.56t/日 (8時間)	廃プラスチック類(廃量を除く。) 以上1種類	令和3年12月23日 — —
	10.18t/日 (8時間)	金属くず 以上1種類	
	10.94t/日 (8時間)	ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。) 及び陶磁器くず(廃石膏ボードを除く。) 以上1種類	
破碎施設	4.60t/日 (8時間)	廃プラスチック類(廃量に限る。)、紙くず(廃量に限る。)、木くず(廃量に限る。)、繊維くず(廃量に限る。) 以上4種類	平成16年12月9日 — —
	4.10t/日 (8時間)	木くず(廃量を除く。) 以上1種類	
破碎施設	36.63t/日 (8時間)	紙くず 以上1種類	平成16年12月9日 — —
	29.38t/日 (8時間)	繊維くず(ロール状のもの及び1㎡以上のものに 限る。) 以上1種類	
切断施設	57.60t/日 (8時間)	廃プラスチック類(ロール状のものに限る。) 以上1種類	平成21年 4月27日 — —
	53.60t/日 (8時間)	紙くず(ロール紙及び紙管に限る。) 以上1種類	
	4.80t/日 (8時間)	繊維くず(ロール状のもの及び1㎡以上のものに 限る。) 以上1種類	
圧縮施設	186.40t/日 (8時間)	廃プラスチック類(廃量を除く。) 以上1種類	平成21年 4月27日 — — —
	172.80t/日 (8時間)	紙くず(廃量を除く。) 以上1種類	
	84.00t/日 (8時間)	繊維くず(廃量を除く。) 以上1種類	
	259.20t/日 (8時間)	金属くず 以上1種類	
圧縮施設	3.36t/日 (8時間)	紙くず(廃量を除く。) 以上1種類	平成21年 4月27日 — —
圧縮施設	3.36t/日 (8時間)	紙くず(廃量を除く。) 以上1種類	平成21年 4月27日 — —



保管施設の種類及び能力等

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ等
廃プラスチック類（廃量を除く。） 以上1種類	18.0 m ²	4.4 m(屋内) (2.22m ³ 鉄カゴ×21個)
廃プラスチック類（ロール状のものに限る。） 以上1種類	6.0 m ²	4.4 m(屋内) (2.22m ³ 鉄カゴ×8個)
廃プラスチック類（廃量を除く。） 以上1種類	7.2 m ²	2.0 m(屋内) (0.85m ³ 鉄カゴ×12個)
紙くず（廃量を除く。） 以上1種類	7.2 m ²	2.0 m(屋内) (0.85m ³ 鉄カゴ×12個)
紙くず（ロール紙及び紙管に限る。） 以上1種類	6.0 m ²	4.4 m(屋内) (2.22m ³ 鉄カゴ×8個)
紙くず（廃量を除く。） 以上1種類	7.2 m ²	2.0 m(屋内) (0.85m ³ 鉄カゴ×12個)
木くず（廃量を除く。） 以上1種類	3.6 m ²	2.0 m(屋内) (0.85m ³ 鉄カゴ×6個)
繊維くず（ロール状のもの及び1 m ² 以上のものに限る。廃量を除く。） 以上1種類	3.6 m ²	2.0 m(屋内) (0.85m ³ 鉄カゴ×6個)
繊維くず（廃量を除く。） 以上1種類	3.6 m ²	2.0 m(屋内) (0.85m ³ 鉄カゴ×6個)
金属くず 以上1種類	7.2 m ²	2.0 m(屋内) (0.85m ³ 鉄カゴ×12個)
金属くず 以上1種類	7.2 m ²	2.0 m(屋内) (0.85m ³ 鉄カゴ×12個)
ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず（廃石膏ボードを除く。） 以上1種類	3.6 m ²	2.0 m(屋内) (0.85m ³ 鉄カゴ×6個)
廃プラスチック類（廃量を除く。）、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず（廃石膏ボードを除く。） 以上3種類	3.6 m ²	2.0 m(屋内) (0.85m ³ 鉄カゴ×6個)
廃プラスチック類（廃量に限る。）、紙くず（廃量に限る。）、木くず（廃量に限る。）、繊維くず（廃量に限る。） 以上4種類	6.0 m ²	2.0 m(屋内)

(以下余白)